

鶴見区重大な児童虐待ゼロ推進会議設置要綱

(設置目的)

第1条 鶴見区重大な児童虐待ゼロ推進会議（以下「推進会議」という。）は、鶴見区役所職員が一丸となって、地域との情報共有、連携を強化し重大な児童虐待ゼロをめざすことを目的に設置する。

(活動内容等)

第2条 推進会議においては、前条の設置目的を達成するために、次の各号についての情報交換及び協議を行う。

- (1) 児童虐待関連の情報
- (2) 児童虐待の状況及び実態
- (3) 虐待関連会議内容
- (4) 地域団体及び関係機関との連携強化
- (5) 児童虐待の早期発見と防止のための啓発
- (6) その他、区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進会議は、区長、副区長、各課長、総務課長代理、福祉担当課長代理、子育て支援担当課長代理及び保健担当課長代理で構成する。

- 2 区長が必要と認めるときは、前項に規定する者以外の者に推進会議への出席を求めることができる。
- 3 推進会議の構成員は、次の各号の役割を担う。
 - (1) 地域の会議等（区地域振興会連合町会長会議や地域活動協議会運営委員会等）への情報提供、及び自課職員に対する情報伝達
 - (2) 各課各担当関係団体とのつなぎ役
 - (3) 児童虐待についての知識・意識の向上
 - (4) その他、区長が必要と認める事項

(招集)

第4条 推進会議は、区長が招集する。

(事務局)

第5条 推進会議の事務局は、子育て支援室に置く。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。